

銚田市行政改革大綱

平成 18 年 6 月

目 次

策定の趣旨	1
行政改革の背景・必要性	2
1 少子高齢化社会の到来	2
2 景気の低迷と厳しい財政状況	2
3 地方分権の進展	3
4 高度情報化社会の進展	3
5 価値観の多様化	3
6 新市建設計画に基づくまちづくり	3
行政改革の基本理念	4
行政改革の4つの方針	5
1 スリムで質の高い行政運営システムの構築	5
2 自立性が発揮できる行政体制の確立	5
3 地域との協働によるまちづくりの推進	5
4 分権型社会に対応した経営・財政運営の推進	5
行政改革の推進期間	6
行政改革の重点目標	6
方針1 スリムで質の高い行政運営システムの構築	6
（1）事務事業の見直し	6
（2）民間委託等の推進	7
（3）電子市役所の推進	7
方針2 自立性が発揮できる行政体制の確立	7
（1）住民ニーズへの迅速かつ的確な対応を可能とする組織	7
（2）定員管理及び給与の適正化	8
（3）分権型社会にふさわしい人材の育成	8
方針3 地域との協働によるまちづくりの推進	9
（1）地域協働の推進	9
（2）公正の確保と透明性の向上	9
方針4 分権型社会に対応した経営・財政運営の推進	10
（1）経費の節減合理化等財政の健全化	10
（2）地方公営企業の経営健全化	10
（3）補助金等の整理適正化	10
（4）公共工事のコスト構造の改革	11
行政改革の推進体制・進行管理	11
1 推進体制・進行管理	11
2 進捗状況等の公表	11
用語等の解説	12～

策定の趣旨

行政改革については、旧旭村、鉾田町及び大洋村においてその実現を図るため、それぞれの行政改革大綱及び実施計画を策定し、さまざまな取組みを進めてきました。

しかし、今後の少子高齢化の進展、高度かつ多様な住民ニーズへの対応、国・地方を通じた財政の著しい悪化など、地方自治体を取り巻く情勢が大きく変化している中において、住民サービス水準を維持・向上させ、また行財政基盤の強化を図るためには、より一層の行政改革が必要であることから、旧旭村、鉾田町及び大洋村は行政改革の最大の手段として市町村合併の道を選択し、平成17年10月11日の新設合併により、人口5万3千人の「鉾田市」が誕生しました。

また、全国においても、このような市町村合併が急速に進展し、市町村がその規模や能力を拡大・充実させている背景には、国が進める「三位一体の改革^{*1}」があります。

「三位一体の改革」は、国と地方の税財政を見直すことに目的があり、将来的には、都道府県や市町村などの地方公共団体への権限委譲を進め、国を中心とする中央集権型の制度から地方への分権化を図るための第一歩となっており、さらには道州制の導入なども検討されています。このため、地方公共団体には、自主的・自立的な行財政運営に対して、より一層の努力が求められています。

このような状況を踏まえ、合併のメリットを最大限に発揮し、新市建設計画^{*2}の基本方針である「いのちとくらしの先進都市～自然を尊び、農を誇り、喜びを生み出す21世紀のまち鉾田」の実現を目指すためには、限られた財源や人的資源を有効かつ最大限に活用し、地方分権の時代に相応しい簡素で効率的な新しい行財政システムを構築するための改革が急務となっています。

このため、市民本位の開かれた行政運営とスリムで効率的な行政体制の確立を図るべく、市政について優れた識見を有する者からなる、鉾田市行政改革推進委員会からの提言を踏まえ「鉾田市行政改革大綱」を策定し、これに基づき行政改革の推進を積極的に取り組んでまいります。

行政改革の背景・必要性

1 少子高齢化社会の到来

我が国の合計特殊出生率^{*3}は、平成15年度に1.29人と過去最低水準を記録し、人口においても平成18年度をピークとして減少に転じると予想されています。一方、高齢化率^{*4}は、平成15年10月においては19%で、将来推計によれば、2020(平成32年)年代の高齢化率は28~29%に達し、10人に3人が65歳以上の高齢者となる超高齢社会となり、本格的な少子高齢社会が一層進展するものと予想されます。

旧1町2村(現:銚田市)においても、平成15年度の合計特殊出生率は1.51人で全国レベルを上回るものの、平成16年度は1.39人となっており少子化傾向を示しています。

また、高齢化率は平成15年度で23%、平成17年度においては、23.5%となっており、全国レベルを上回る高い割合で推移しており、確実に少子高齢化の波が押し寄せています。

少子高齢社会の到来は、労働力人口^{*5}の減少などによる経済的な影響や地域の活力の低下が懸念されています。また、高齢者の医療・福祉の需要など社会的負担の増大への対応、子供たちの健全育成、安心して子供を生み育てる環境の整備などが求められています。

2 景気の低迷と厳しい財政状況

我が国の経済は、バブル崩壊後、金融システムへの信頼低下や個人消費の冷え込みなどにより長期の景気低迷を続け、最近ようやく穏やかな回復基調が見られるものの、その足取りは弱く、いまだ厳しい経済情勢が続いています。これに伴い国・地方を通じた借入金残高は、平成17年度末には政府見通しで774兆円に達するといわれています。

このような中で、国は社会・経済構造の抜本的な改革を目指す構造改革に取り組み、地域の自発性による構造改革を推進するための構造改革特区の創設を行なうと共に、三位一体の改革として国庫補助負担金の廃止・縮減、地方交付税の見直し、そして地方への税財源移譲を進めています。

3 地方分権の進展

平成12年4月の「地方分権一括法」の施行により、地方自治体の役割の重点は、国や都道府県の包括的な指揮監督に従い確実に事務を処理することから、自らの責任と判断で地域・住民ニーズに主体的に対応していく方向に変化してきています。

このため、地方自治体の運営は、社会経済情勢の変化に対応し、個性と活力に満ちた社会を形成していくために、住民の負担と選択に基づいた個々の地域にふさわしい総合的な公共サービスを提供する地方分権型システムへの転換が必要となっています。

4 高度情報化社会の進展

1990年代後半から始まったインターネット^{*6}などの情報通信技術の急速な普及、情報処理技術の飛躍的な進歩に伴い、市民生活の中にもインターネットや携帯電話を活用した新しいコミュニケーションの手段が浸透しています。今後、日常生活の中に情報ネットワーク社会が形成されてくると予想されることから、ICT^{*7}の利活用によるサービスの向上が期待されます。

5 価値観の多様化

社会の成熟化に伴い、市民一人ひとりの個性や意思を尊重し、ゆとりと心の豊かさが実感できる地域社会へと市民の志向が移り変わると共に、豊かさに対する価値観や判断基準の多様化が進んでいることから、今後は、これらの変化に的確に対応する必要があります。

6 新市建設計画に基づくまちづくり

新市誕生に伴い策定された新市建設計画では、「いのちとくらしの先進都市」をまちづくりの将来像として位置づけています。

今後は、市町村合併のメリットを最大限発揮し、新市建設計画及びそれを指針として策定する総合計画に基づく、まちづくりを進めていくことが求められています。

行政改革の基本理念

少子高齢化、厳しい財政状況、さらには社会経済情勢や価値観の変化に伴い多様化・高度化する住民ニーズに的確に対応するには、これまでのような行政主導による活動のみでは質的にも量的にも限界があります。

また、地方分権が急速に進んでいる状況にあっては、市町村は住民に最も身近な基礎自治体として、これまで以上に自主的で自立性の高い、総合的な行政主体となる必要があります。

今後は、住民の市政への信頼を基本として、行政の責任領域や行政運営のあり方を原点から見直し、数値目標を掲げた取組みが求められてくることから、行政主導で進められてきた市政運営を見直し、市民などとのパートナーシップ^{*8}によるまちづくりを推進するとともに、コスト意識・成果重視など民間の発想を活かした行財政運営を進め、より良質なサービスを迅速かつ効率的に提供していく、新しい行政システムの構築が必要となっています。

このため、これからの当市の行政改革は、ニュー・パブリック・マネジメント^{*9}の考え方を積極的に取り入れ、Plan(計画) - Do(執行) - Check(評価) - Action(改善)のマネジメント・サイクル^{*10}を構築し経営的な視点に基づき、これまでの行政運営を見つめ直し市政の質的な転換を図ります。

また、地域において公共的サービスの提供主体となりえる意欲と能力を備えた多様な主体を支援し、さらに市と協力して公共サービスを提供する地域との協働^{*11}に取り組み、市民本位の開かれた行政運営の実現とスリムで効率的な行政体制の確立を図るべく、積極的に改革を推進していきます。

これらの改革により、一層の市民満足度の向上を目指し、地域の個性と活力に満ちた創造的なまちづくりを推進していくことを目標とします。

行政改革の4つの方針

前述の基本理念に基づき、当市は次の4つの方針により改革を進めていきます。

方針 1 スリムで質の高い行政運営システムの構築

最少の経費で最大の効果が上がるよう、「住民（顧客）志向」と「成果・コスト重視」という経営的な視点を取り入れ、現在行っている住民サービスについて市民の視点からその必要性・有効性を検討し、費用対効果などの経済性や成果を重視した行政運営への転換が図れるよう改善を進めます。

さらに、民間委託等のさらなる導入や電子市役所構築の推進により、スリムで質の高い行政運営システムの構築を推進します。

方針 2 自立性が発揮できる行政体制の確立

社会の変化や多様化・高度化する住民ニーズに柔軟に対応するため、人的資源である職員の能力開発と人材育成を進め、政策目標に基づく組織・機構を構築するとともに職員の定員削減・給与の適正化を図り、地方分権時代に相応しい自立性が発揮できる行政体制の確立を推進します。

方針 3 地域との協働によるまちづくりの推進

市民とのパートナーシップの基盤を確保するため、積極的な情報公開を行い、市民からの信頼と協力が得られる行政を目指します。

そのうえで、地域との協働を進め、多様な主体が公共的サービスを提供する仕組みを構築し、多元的な主体により担われる「新しい公共空間」の形成を推進します。

方針 4 分権型社会に対応した経営・財政運営の推進

分権型社会に対応するには、自主的・自立的な財政運営基盤を確保する必要があることから、将来をしっかりと見据え、限られた財源の効率的かつ重点的配分に努め、時代の変化に柔軟かつ的確に対応できる安定した経営・財政運営を推進します。

行政改革の推進期間

本大綱に基づく行政改革の推進期間は、平成 18 年度から平成 22 年度までの 5 年間とします。

また、今回大綱に記載されていないものや、後に生じた課題については、その都度検討し取り組むこととします。

行政改革の重点目標

4 つの方針に基づき、それぞれの重点目標を設定し、改革に取り組んでまいります。

方針 1 スリムで質の高い行政運営システムの構築

(1) 事務事業の見直し

限られた財源で、住民ニーズの多様化、高度化に対応するサービスを提供する必要があることから、事務事業の再編・整理、統合・廃止などによる見直しを行います。

事務事業の見直しにあたっては、行政評価^{*12}システムの導入により、行政活動の目的や目標を明確にし、市民の視点に立った客観的な指標に基づき、その必要性、有効性、実施方法や妥当性などの評価を行い、評価結果を事務事業の選択や重点化さらには新規事業の企画立案に有効活用するとともに、事業実施方法の簡素化・合理化、さらに予算などの経営資源の効率的・効果的な運用を推進します。

推進項目

行政評価システムの導入

事務事業の再編・整理、統合・廃止

事務事業の簡素化・効率化

(2) 民間委託等の推進

多様化する住民サービスの質的な向上のためには、民間企業の経営手法を取り入れる必要があることから、民間委託などを導入するための指針・計画を策定し、可能なものから段階的に導入します。

特に、公の施設の管理運営については、行政責任の確保、個人情報の保護及び地域の実情に留意しながら指定管理者制度^{*13}を導入し、PFI事業方式^{*14}などの検討を行います。

推進項目

- 民間委託などの総合的な指針・計画の策定
- 指定管理者制度の導入
- 業務委託の推進
- PFI事業の検討・導入

(3) 電子市役所^{*15}の推進

高度情報化社会の進展に対応し、住民サービスの向上を図るため、情報通信システムの安全性や信頼性の確保に十分配慮しながら、インターネットなどを利用した各種サービスの展開を図ります。また、事務の効率化を図るため、行政内部事務に係るICTの活用による業務改革を進め、電子市役所の実現を図ります。

推進項目

- 行政手続きのオンライン化の推進
- 電子システム導入による業務改革
- 情報の管理及びセキュリティー対策

方針 2 自立性が発揮できる行政体制の確立

(1) 住民ニーズへの迅速かつ的確な対応を可能とする組織

従来の縦割り型組織にとらわれず、政策目標に基づき効率的・効果的な行政運営が可能となるよう組織体制の整備を進めます。

また、意思決定や対応のスピードアップを図るため、簡素化されたフラットな組織の編成を行い、さらに自己決定や自己責任が明確となるよう庁内分権を推進し、行政体制の確立を図ります。

推進項目

- 政策、施策に対応した組織の編成
- フラットな組織編成の推進
- 組織内権限移譲の推進

(2) 定員管理及び給与の適正化

地方分権により、市町村の事務量の増加が予想される中で、合併のメリットを最大限に活かし、現行の住民サービス水準の維持及び向上に留意しながら、長期的な視点に立った定員適正化計画を策定し、定員の削減や適正な定員管理を進めます。

定員の削減については、平成 16 年度を基準として平成 22 年度当初までに、61 人 (12%) の削減を目標といたします。

また、給与制度については、職員の能力・実績を重視した給与システムの導入を行い、諸手当についても社会情勢などを考慮しながら適正に対応します。

推進項目

- 定員の削減と定員管理の適正化
- 付属機関などの見直し
- 公共施設のあり方についての検討
- 給与の適正化
- 福利厚生事業の見直し

(3) 分権型社会にふさわしい人材の育成

地方自治体の自主性・自立性が高まる中で、行政がより良い住民サービスを提供していくためには、職員の意識改革と能力向上が不可欠であることから、住民ニーズに的確に対応できる企画力や政策立案能力などを高めていくため、常に人材育成基本計画を見直し、人材育成を総合的、計画的に推進します。

また、地方分権時代に対応できる人材の確保の観点から、能力・実績を重視した人事評価システムにより、適正かつ円滑な運用を推進します。

推進項目

- 人材育成に関する基本方針の策定
- 人的資源の有効活用
- 能力・実績を重視した人事評価システムの構築

方針 3 地域との協働によるまちづくりの推進

(1) 地域協働の推進

現代社会は、少子高齢化、情報化、生活様式の多様化が進展するなかで、介護や子育てをはじめ、地域の安全確保も大きな課題となってきています。

こうした課題を解決していくためには、これまでのような行政が主に地域課題や住民ニーズに対応するばかりでなく、市民との役割分担を明らかにし、市が担う必要性や妥当性を検討し、市民の活動に委ねるべき事業は積極的に市民に委ねていきます。

また、市や市民が参画する団体、NPO^{*16}など公共的サービスの提供を行おうとする多様な団体と協力し、簡素で効率的な行政を実現する観点から、地域協働を推進します。

推進項目

- 公共的サービスの提供を行う活動主体への支援
- 活動主体を支援・調整する中間支援団体の育成
- 活動主体との連携・協力

(2) 公正の確保と透明性の向上

地域との協働を推進していくためには、説明責任の確保を図る必要があることから、市政の積極的な情報公開を行い、市民と行政が情報を共有し、市民から信頼される市役所を目指します。

また、パブリック・コメント^{*17}の導入を行い、市政に市民の意見が反映できるよう制度の整備を図ります。

推進項目

- パブリック・コメント制度の導入
- 情報公開の推進
- 公聴・広報活動の充実
- 個人情報保護の徹底

方針 4 分権型社会に対応した経営・財政運営の推進

(1) 経費の節減合理化など財政の健全化

厳しい財政状況が引き続き予想される中で、中長期的な財政計画を策定し、健全な財政運営への取り組みを推進します。

また、自主財源の確保を図るため、市税の徴収率の向上、使用料など受益者負担の適正化及び未利用市有地の有効活用及び売却を進めます。

推進項目

- 財政健全化に向けた計画の策定
- バランスシート^{*18}の導入
- 市税の徴収率向上の推進
- 使用料・手数料等の受益者負担の適正化
- 市有地の有効活用・売却

(2) 地方公営企業の経営健全化

地方公営企業（法非適用を含む。）の事業が提供するサービスについても、民間的経営手法の導入や中期経営計画の策定、事務事業の見直しなどを行い、より一層の経営健全化を図ります。

推進項目

- 水道料金等受益者負担の定期的な見直し
- 事務事業の簡素・効率化
- 中期経営計画等の策定

(3) 補助金等の整理適正化

補助金等については、その必要性や効率性を考慮し、整理適正化を図ります。特に合併後も旧町村単位に存在する同種の団体への補助金については、その補助対象団体の合併の指導と併せて、整理合理化を図ります。

推進項目

- 団体等に対する補助金の整理適正化
- 補助金等の縮減・廃止

(4) 公共工事のコスト構造の改革

公共工事の実施にあたっては、工事の計画・設計などの見直しや、公共工事発注の効率化などの対策を講じることにより、コスト縮減の徹底を図ります。また、公共工事の入札・契約について、情報の公開をはじめとするさらなる適正化に取り組みます。

推進項目

- 計画・設計の適正化
- 公共工事のコスト縮減
- 資源の再利用や処分費等の効率化
- 入札・契約のさらなる適正化

行政改革の推進体制・進行管理

行政改革を積極的に推進し実効性のあるものとするため、銚田市行政改革大綱を策定し、それに基づく具体的な取組みを実施するため、できる限り数値目標を掲げた集中改革プランを策定し、行政改革を着実かつ計画的に実施します。

1 推進体制・進行管理

大綱に掲げる基本理念及び重点目標並びに集中改革プランに掲載された改革の具体的な推進にあたっては、市長を本部長とする銚田市行政改革推進本部において、総合的な連絡調整と進行管理を計画的に実施いたします。

さらに、市民の参画を図るため、市政について優れた職見を有する者からなる銚田市行政改革推進委員会へ行政改革大綱の成果や推進状況を報告し、必要に応じて助言を求めます。

また、今回大綱に記載されていないものや、後に生じた課題については、そのつど検討し取り組むことといたします。

2 推進状況等の公表

市民への説明責任確保の観点から、行政改革大綱等に基づく成果や推進状況については、市報やホームページを通じて公表します。

用語の解説

1 「三位一体の改革」

地方が自らの支出を自らの権限、責任、財源で賄う割合を増やし、真に住民に必要なサービスを地方自らの責任で自主的、効率的に選択する幅を拡大するため、国庫補助負担金を削減し、代わりに税源を地方に移譲するとともに、地方交付税を見直すという三つの改革を同時に行うもの。

2 「新市建設計画」

市町村の合併に際し、合併関係市町村の住民に対して合併市町村の将来に関するビジョンを与え、合併の適否の判断材料として機能するもので、合併市町村のマスタープランとしての役割を果たす。

銚田市においては、旭村・銚田町・大洋村合併協議会において、平成17年1月に策定されている。

3 「合計特殊出生率」

15～49歳までの女子の年齢別出生率を合計したもので、一人の女子が仮にその年次の年齢別出生率で一生の間に生むとしたときの子どもの数に相当する。

4 「高齢化率」

	高齢化社会 7%以上
総人口に占める65歳以上の人口の割合	高齢社会 14%以上
	超高齢社会 21%以上

5 「労働力人口」

満15歳以上の生産年齢人口のうちで、所得を得るために労働している者（就業者数）と、休業中の就業者、そして労働をしたいと希望しながら仕事についていない者（完全失業者数）の総数

6 「インターネット」

専用線や電話回線を利用した通信により、全世界のネットワークを相互に接続した巨大なコンピューターネットワーク

7 「ICT」(Information & Communications Technology の略)

日本では、インターネットや携帯電話等の情報通信技術をあらわす言葉として「IT」(Information Technology の略)の語が広く普及していますが、国際的には情報通信

技術として「ICT」の語が広く定着している。

「人と人」のコミュニケーションだけでなく、「人と物」「物と物」とのコミュニケーションが現実となる情報通信の概念である。

8 「パートナーシップ」

複数の者が対等かつ自由な立場で、共通する目的のために協力する関係

9 「ニュー・パブリック・マネジメント」(New Public Management)

1980年代半ば以降、イギリスなどで広がった行政運営理論で、企業の経営理念・手法・成功事例などを行政の現場に適用して、効率化・活性化を図るもの。

特徴は、業績・成果に基づく統制 市場メカニズムの活用 顧客志向への転換
組織の簡素化・分権化が挙げられる

10 「マネジメント・サイクル」

事務事業等の実施後の結果に対する評価を次の計画や実施に反映させ、事務事業の改善につなげていくための一連の流れ。

11 「地域との協働」

一定の地域を前提として、そこに存在する住民が参画している多様な主体が、当該地域が必要とする公共的サービスの提供を協力して行う状況をいう。

12 「行政評価」

行政活動について「住民にとっての効果は何か」「行政活動は費用に見合うだけの効果をあげているか」といった観点から客観的に見直し、より効果的な行政運営に改善していく取組みである。特に、従来の「予算をいくら使ってどれだけの事務事業量をこなしたか」という視点（結果重視）から「事務事業の実施によって住民の生活がどのように変わり向上したか」という視点（成果重視）に変えて評価を行う。

13 「指定管理者制度」

民間の能力を活用することにより、多様化する住民ニーズに効果的、効率的に対応し住民サービスの向上や経費の節減を図るために、公の施設の管理を市が指定する法人その他の団体（指定管理者）が行う制度。

14 「PFI事業方式」(Private Finance Initiative の略)

住民サービスの運用に、民間の資金やノウハウを取り入れることを指す。民間の持っているインフラや経営手法を使うことで、行政機関が独自に運用するよりもコストの削減が望めるため、行政側としては新たなサービスの導入に力を割くことができる。

日本では平成11年7月にPFIの促進のための「PFI法」が制定されている。

15 「電子市役所」

ICT化の進展に伴い、インターネットや庁内LANなどを利用し、事務手続の簡素化や意思決定の支援ができるように構築されたシステムをいう。

市民が窓口で足を運ばなくてもインターネットにより申請や届出などの手続が可能となったり、電子決裁や文書管理システムにより、事務量や人員、経費の削減が期待されます。

16 「NPO (Non Profit Organization の略)

営利を目的とせず、社会貢献活動を行う民間組織の呼称です。阪神・淡路大震災における民間ボランティアの活動を機に、市民活動の重要性が認識されたことを受け、民間の非営利団体に法人格を与え活動を支援するため、平成10年12月に「特定非営利活動促進法」が制定された。

17 「パブリック・コメント」

重要な計画や条例などを制定する際に、原案の段階で市民に公表して意見を求め、提出された意見に基づき原案を修正する制度。一般的にはインターネットなどで原案を公表し、一定の意見募集期間を設定し意見募集を行う。

提出された意見の内容により原案を修正するとともに、コメントを添えて公表する。

18 「バランスシート」

現在の自治体会計は、年度内の歳入(収入)と歳出(支出)の現金の動きのみを捉える単式簿記法が採用されている。この方法では財政支出することにより形成された社会資本(道路や公園等)をはじめとする資産の状況や公債などの負債状況を把握することが容易ではない。

このため、民間企業等で採用されている複式簿記の手法を取り入れた貸借対照表の作成・公開を進める自治体が増えてきている。この貸借対照表のことをバランスシート(又はB/S)と呼んでいる。

「住民」

住民とは、一定の区域内に住所を有する人々。

「市民」

市民とは、地方公共団体である市の区域内に住所を有する人々という「住民」としての意味合いと「公の意識を持った人々」という意味合いがある。

行政改革大綱策定概念図

